

## 危険物施設等の廃止と事故防止対策 (危険物施設の所有者、管理者又は占有者の義務)

小林 統一  
(鶴見油化工業株式会社)

### ◎はじめに

弊社は横浜市鶴見区に産業廃棄物の処理工場（再生工場）を持ち、長年油関係の廃棄物を処理、再生して参りました。

その主な処理物が危険物第4類第1石油類～第4石油類で、加熱遠心分離、静置、フィルター法等にて油類中の異物を除去、油を抽出、月間約1,500㎘の再生油を製造、不況の世にあってリサイクル品として社会に貢献しております。

この良好な環境の中にあってプラント工事部が発足、各製造所・貯蔵所・取扱所のタンク・配管類他の清掃、検査、点検、改修業務を専業とし、施工して参りました。実際にその数は集計しておりませんが、その数約数千基にも及んでいます（大型法定・特定タンクは除く）。ここの数年石油関連施設の事故が増加の傾向にあるようですが、実際に最先端の工事現場から見た経験上的一部分、危険物製造所等の廃止の届出（消防法第12条の6）に関して提案考査してみたいと思います。

### 1 消防法第12条6項から考査した現場

消防法第12条6. 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない、と定められていますが、その詳細に関し何も定められていません。これから先は市町村長等の定める火災予防条例、内規等、全国種々さまざまです。一般的に設置許可等にあっては厳正で、

しっかり定められているが、廃止等については少々軽視しているようにも見受けられます。

廃止届（届出書の様式等→危規則8）の記入、捺印で届出すれば所有者又は占有者、施工業者を信用して受理する所、立会確認した後に受理する所など、全国的な統一がないように感じられます。

実務を司る現場として、廃止受理後の責任はどこにあるのか疑問です。その事故の例として廃止届の出ている地上タンクを解体したら、大量の油が川へ流出したもの、掘り出したタンクを解体場に運搬し、ガス切断して爆発した例、その他地下タンク貯蔵所より先、少量危険物取扱所で解体中の火災、漏油等、かなりのものがあります。

現在でも土地整備工事現場から、地下タンクが掘り出され、中に軽油・重油・灯油・ガソリンがあるので抜き取って清掃してくれ等の電話依頼が月2～3件あります。いずれも数年、数十年前に廃止届の出ているものであります。弊社に依頼があり、施工した場合は別として、もし解体事故等があった場合、その責任の持つて行き場がありません。

製造所、貯蔵所、取扱所の用途の廃止という事は、廃業、譲渡、倒産といった例が多いので、その責任の存在が不明確になりがちです。廃止届の段階で、事故防止の対策、危険物の完全除去、確認を厳重に行えば「水ぎわ」で事故防止が可能です。

## 2 法第12条6項の適切な運用

消防法12条の運用に当っては、危険物の完全除去、廃止が確実に行われない限り、解体工事、土地整備工事、建築工事等、施工出来ないようにすべきである。なぜなら本法は特別法であり、又他工事と並行しては危険物除去工事（タンク清掃等）に危険を伴い、安全な工事が出来ないし、又他工事に於ても危険と隣り合わせで工事をする事になるからです。

## 3 廃止届（届出書の様式等→危規則8）及び付帯添付書類と事故防止

### イ) 廃止届

特に給油取扱所、一般取扱所にあっては各タンク毎の油種、残量を各タンク毎に明記させる。

### ロ) 添付書類

- 設置許可申請の副本……古い施設になればなるほど、80%以上紛失されている場合が多い。したがってタンクの構造、配管などの経路が分からず、危険物の除去に支障を伴っています。
- 紛失理由書
- 危険物除去施工要領書・安全対策書
- 危険物の残量に依っては、危険物仮取扱、仮貯蔵承認申請書
- 承認書受理後施工

以上、実際に管轄消防署に申請した例であるが、これはあくまで専門業者が提出する場合で、所有者、占有者が申請する場合、その施工方法等不明で、イ)のみの場合が多い。

そしてその後、所有者、占有者が専門業者の

選定入るので、種々問題が発生しているようと思われます。

所有者、占有者が廃止届を提出する場合、前記イ)ロ)の書類の他下記書類も併せて提出した方が良いと思われます。

- 1) 危険物除去施工要領書（タンク清掃の具体的な方法）
- 2) 危険物除去施工安全対策書
- 3) 各貯蔵所毎の正確な残量、油種の明示
- 4) 少量危険物取扱所との取合せ（配管系統関係）とその清掃方法

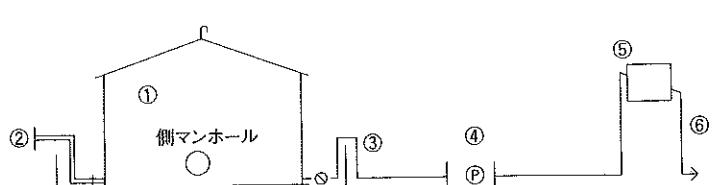
以上、専門的な方法が明確でない場合、専門業者を選定し、代行申請させる等、適格な指導をする事が肝要と思われます。

そして製造所、貯蔵所、取扱所の各主タンク、配管、少量危険物のサービスタンク、配管等の危険物除去の確認（可燃ガス測定器使用）を行い、確認書の発行等を行った後、廃止届の受理とすべきである。現状では清掃状況、危険物除去の確認は、これだけの実績がありながら、数例しかない。後々の責任、事故防止を考慮し、官民協同にて廃止届を軽視することなく、完全な危険物ゼロを目指せば、解体現場・解体場等の事故は防止出来るはずである。

## 4 廃止する危険物施設のポイント（危険物除去の具体的施工方法）

### 1) 屋外タンク貯蔵所（屋内タンク貯蔵所含む）（図1）

本件タンクの廃止に当ってはタンク本体に屋根マンホール、側部マンホール等が有り、ほとんどの個所が目視出来る構造になってい



- ① 主タンク本体
- ② 納油管
- ③ 送油管
- ④ ポンプヤード
- ⑤ サービスタンク
- ⑥ 送油管

図1 屋外タンク貯蔵所（屋内タンク貯蔵所含む）

るので、①～⑥を分解、タンク本体の清掃、配管、サービスタンクの清掃を行えば特に問題はない。主に重油タンク類が多く、その残油、タンク内のスラッジの回収、処理に注意すれば良い。

希に②③④⑥に埋設部分があるので、必ず通水洗浄を施工する。

## 2) 地下タンク貯蔵所(その1)(開放型)(図2)

本件タンクは、工場、ビル暖房用地下タンクに多く、タンク頂部に必ずマンホールがあり、その廃止に当っては図2の通り、ポンプヤードにて送油出来なくなった時点での廃止が多く見られます(所有者、占有者によっては残油0とも言う)。その廃止、清掃は下記の通り施工する。

- ① タンク頂部、マンホール蓋を開け、逆止弁をゆるめて送油管内の油を主タンクへ戻す。
- ② 給油管、送油管緑切、主マンホール開放、残油抜取り施工。
- ③ 給油管、戻り管、送油管の通水洗浄、サ

ービスタンクなど少量危険物取扱所の油除去、清掃も施工する。

- ④ 主タンク内有毒ガス濃度の測定、強制送風等行って安全を確認した後入槽し、タンクスラッジ等の回収、内部洗剤洗浄等施工する。
- ⑤ タンク内乾燥送風、可燃性ガス濃度の測定実施、残ガス濃度0%LEMをもって完了とする。

以上、開放型地下タンクの代表的施工方法であるが、特にガソリンタンクの場合等はその残油の抜取り、入槽、使用するポンプ、送風機、工具等、防爆型のものを使用し、ガスフリーなど、附近の状況に十分注意して施工しなければならない。

## 3) 地下タンク貯蔵所(その2)(閉塞型)(図3)

本型式のタンクは昭和44年以前に製造されたものに多く、市中では給油取扱所のほとんどが本型式をしている。事故の例も本件タンクでガソリンタンクに最も多く、施工、廃止に当っては最大限の注意を払わなければならない。

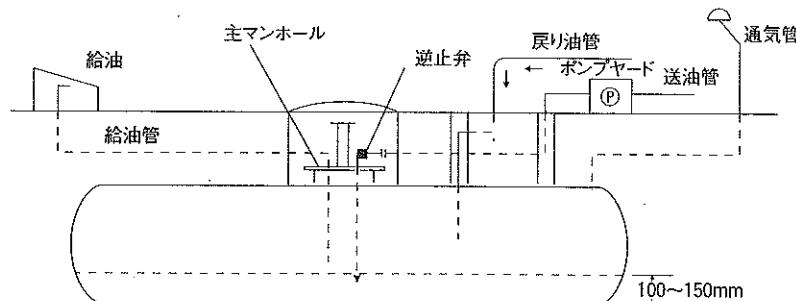


図2 地下タンク貯蔵所(その1)(開放型)

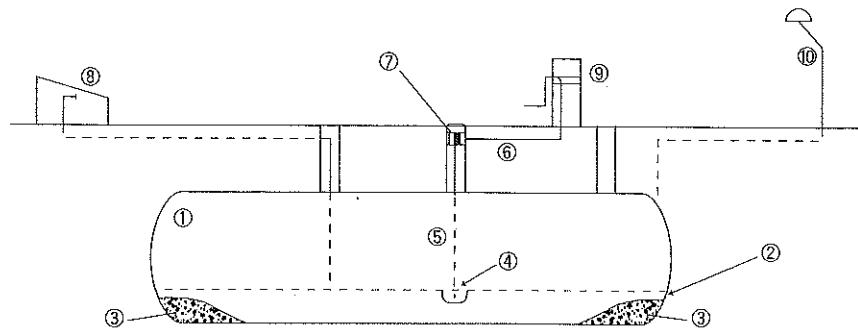


図3 地下タンク貯蔵所(その2)(閉塞型)

## [閉塞型タンク略図各名称]

### ① 閉塞型タンク

10,000～30,000 ℥位、給油取扱所、自家用給油取扱所に最も多く見られる。

### ② 純油器吸引最低レベル

給油管底部が底板より100m/m～150m/m以上に取り付けられ、水分、汚分、異物を吸い込まない構造となっている為、送油管ではこれ以上は吸い取れない。

### ③ 地下タンク底部、錆、スラッジ等の異物

給油孔よりタンク内補給の際、錆、スラッジ等の異物はタンク両端底部に押しやられ、長年使用のタンクでは、40～60 ℥位になっている。

### ④ 除水器

③に記載の錆、異物、水分等吸い込まないようオワン型、又上部には40～60メッシュの金網が施されている。

### ⑤ 送油管

本管は⑦の逆止弁までは空の状態であるが、逆止弁から先、給油器の間は常に油が充満状態である。

### ⑥ 送油管

逆止弁～給油管の配管。

### ⑦ 逆止弁

送油が當時円滑な作動をする為の弁。

### ⑧ 注油孔

遠方給油型が多く、埋設配管の構造によっては油が残る例が多い。

### ⑨ 純油スタンド計量器

### ⑩ 通気管

前記タンク略図、名称等に記載された通り、閉塞型のタンクにあっては開口出来る部分が2ヶ所、注油配管のタンク上部、点検マンホール、⑦の逆止弁しかないので、②のレベル以下の残油を抜き取るにしろ、目視出来ないので完全抜取りは出来ず、③の残存錆、汚分等の抜取りは全く出来ない構造である。

施工方法としては下記2件の方法があるが、大変な工事である。

1) 注油口の点検口又は逆止弁を取り外し、長尺配管(20A位)を差し込み、最低レベル以下の残油を抜き取る。その後、注水(200～300 ℥)して再度抜取りを2～3回繰り返し、最後に油中和剤等封入。注水、中和して再度回収後、強制換気してタンク内ガスフリーをする方法。

2) 上記施工後、タンク内に張水、満水とした状態でタンク頂部コンクリート切断折り(1000m/m×1000m/m)タンク頂部を露出させて、電気ドリルで穴開け実施後、セイバーソー(電気ノコギリ)で切断、開口、封入水をローリー等に抜き取った後、入槽し油分、錆、汚分等を全回収、高圧ジェット洗浄を行って、可燃性ガス濃度0%LEMまでの洗浄を行う。

以上、二方法で施工されていますが、2)の方式を実施してみて1)の方法がいかに簡略な方法であるか、目をみはるものがあります。

以上、代表的な数例の危険物除去の方法を示しましたが、危険物の種類、危険物貯蔵所の種類は数多く、施設を廃止する場合、その所有者又は占有者に課せられる責任は重大である。

## 5 危険物施設の廃止と事故防止意識の向上

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者又は占有者は、危険物施設の廃止をする時は、単一的に廃止届を提出するだけでなく、廃止後の処置、特に危険物完全ゼロを目指し、所轄機関等との事前協議、専門業者との綿密な調整等、さらなる事故防止意識の向上、研究を図るべきである。消防法第12条の6で明示されている廃止届の真の意味している所は、以上奥深いものであって、決して軽視すべき問題ではない。

(次頁以降資料1～4に施工例を示す)



30,000 ℥ 屋外タンク貯蔵所（設置後20年）  
重油タンクの汚れ状況



50,000 ℥ 地下タンク貯蔵所（設置後10年）  
汚れ状況



10,000 ℥ 屋外タンク貯蔵所（設置後8年）  
灯油タンクの汚れ状況



同上 汚れ状況



30,000 ℥ 屋外タンク貯蔵所（設置後20年）  
清掃完了

資料一 1 施工例



同上 施工完了

資料一 2 施工例



9,500 l 閉塞型ガソリンタンク 施工状況



9,500 l 閉塞型灯油タンク 開口



同上開口 清掃完了



同上 清掃完了



同上 給油取扱所開口、施工状況



給油機分解・通水等施工状況

資料-3 施工例

資料-4 施工例